

適正な下請取引の推進と
サプライチェーンの生産性・付加価値向上に
向けた自主行動計画

2019年1月10日

一般社団法人 日本半導体製造装置協会
Semiconductor Equipment Association of Japan

○従前の適正な下請取引に関する取り組み

一般社団法人日本半導体製造装置協会（以下「SEAJ」）は、経済産業省が策定した「産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（平成 19 年策定、平成 29 年 3 月改訂、以下「ガイドライン」）に従って、会員企業が中小下請事業者との間で適正な取引を行うよう、日頃から会員及び SEAJ ホームページを通して注意喚起するとともに、疑義が生じる恐れのある行為等については、会員企業が出席する会合等で例示し、情報共有に努めている。

○取引適正化に関する、最近の政府の動き

こうした中で、政府においては、平成 27 年 12 月より、中小・小規模事業者が賃上げを行いやすい環境を作る観点から、下請等中小企業の取引実態を把握し、取引条件改善に必要な検討を行うため、下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議を設置し、必要な対策等についての議論が行われている。①経済産業省は平成 28 年 9 月に、世耕大臣名義で、a)業種横断的な取引ルールの明確化と厳格な運用、及び b)下請取引適正化に向けた業種毎の『自主行動計画』策定等を促進するための政策パッケージ「未来志向型の取引慣行に向けて」（以下「世耕プラン」）を公表した。また、②同年 12 月には、親事業者と下請事業者間の望ましい取引慣行等を示した、下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく振興基準（経済産業省告示、以下「振興基準」）を改正した。更に、③公正取引委員会が同月に「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（事務総長通達、以下「運用基準」）を改正し、違反行為事例を大幅に追記する等、政府は近年、公正取引関連法規の遵守徹底に向けた整備を進めている。

○サプライチェーン強化に向けた政府の動き

他方、熾烈さを増す国際競争下において、我が国全体としてサプライチェーンの強化を図る観点から、部品サプライヤーの多数を占める中小下請事業者について、収益構造改善を通じた経営基盤の強化、研究開発促進による競争力の強化が課題視されており、上述の「世耕プラン」においても、取引適正化とともに「サプライチェーン全体での付加価値向上」が標榜されている。当業界としても、安定的な部品調達環境が整うとともに、半導体製造装置及び FPD 製造装置ユーザのレベルアップが見込まれることから、この趣旨に大いに賛同するところである。

○自主行動計画の策定

以上の経緯から、この度SEAJでは、半導体製造装置・FPD製造装置業界（以下「半導体製造装置業界」）独自の行動規範『適正な下請取引の推進とサプライチェーンの生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画』（以下「自主行動計画」）を策定した。

当「自主行動計画」では、「ガイドライン」が示す調達5原則(当頁下部囲み書き)の遵守を改めて表明するとともに、I～II章にて、各取引の望ましい在り方を示す。

中でも、「世耕プラン」にて重要課題と位置付けられた3つの事項については、その重要性に鑑み、I章に特記する。

III章では、大局的・長期的視点から取引先に配慮し、これを支援する姿勢を表す。

IV章では、業界内及び会員社内での、適正な下請取引に関する知識を有する人材育成に向けた教育活動の取り組みを示す。

V章では、IV章で扱う教育以外で、普及啓発に役立つ社内制度、事例収集等について触れる。

最後にVI章では、これら一連の取り組みを持続的なものとするため、PDCAサイクルの確立を目指す。

業界各社は「自主行動計画」の内容、趣旨を理解し、自社の取引関係において、誠意をもって、その普及・定着を図る。また、業界全体として、「自主行動計画」の遵守状況を定期的にフォローアップ調査して、遺漏なきを期する。

経済産業省「産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」調達5原則

- 1. 開かれた公正・公平な取引の原則**
- 2. 取引先と一体となった競争力強化の原則**
- 3. 取引先との共存共栄の原則**
- 4. 原価低減等における課題・目標の共有と成果シェアの原則**
- 5. 相互信頼に基づく双方向コミュニケーションの確保の原則**

I. 重点課題に対する取り組み

下請取引に関し注意すべき事項が多々ある中で、「世耕プラン」では、①価格決定方式の適正化、②型管理等でのコスト負担の適正化、③支払条件の改善の3点を重点課題と位置付け、本来親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押し付けることがないよう、遵守徹底を求めている。以下、重点課題に対する半導体製造装置業界としての取り組み、意識を表す。

1. 価格決定方法の改善・適正化

(1) 理念

半導体製造装置・FPD製造装置メーカー（以下「半導体製造装置メーカー」）が企業として、価格競争力や収益性の観点から原価低減を追求し、自身の努力のみならず、取引先にも協力を求めることは当然の姿勢である。また、半導体製造装置メーカーの中には中小企業もあり、経営体力を維持・強化する上で、一定の利益率を確保することは重要である。

しかしながら、下請取引にて対価を決定する場合、今般の「運用基準」の強化、「振興基準」の改正等を踏まえ、取引数量、納期、品質等の条件や材料費の変動等を考慮し、取引先の理解を得ながら十分に協議を行うことが重要である。

また、半導体製造装置メーカーは、パートナーたる下請中小企業（以下「取引先」）が正当な利益を享受し、経営の安定や競争力強化を図ることが、自社にも多大な効果を及ぼすことを十分認識し、取引先との間で誠実かつ安定的な関係が続くよう留意する。

(2) 実施事項

- ①取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価及び消費税の動向等の合理的要素を基に算出し、取引先の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、協議の上決定する。
- ②原価低減活動の効果を取引価格に反映する場合、親事業者と下請事業者の双方が協力し、生じるコスト削減効果を基に、取引先の寄与度を踏まえて取引対価に反映するなど、十分な協議の上に価格を決定する。
- ③半導体製造装置メーカーは、「運用基準」に記載されている、「一律一定率の単価引下げによる買い叩き」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買い叩き」、「下請代金を据え置くことによる買い叩き（円高や景気悪化を理由とした一時的な下請代金の引下げ協力要請などを含む）」等の違反事例等、下請法で禁止する買い叩きを行わない。
- ④半導体製造装置メーカーは、取引先に対し原価低減要請（原価低減を求める見積もりや

提案の提出要請を含む)を行うに当たっては、客観的な経済合理性が確保されるよう、十分注意する。

- ⑤半導体製造装置メーカーは、取引先から労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合は協議に応じるものとする。特に、人手不足や最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げに伴う労務費の上昇など、外的要因により取引先の労務費の上昇があった場合には、その影響を加味して、半導体製造装置メーカー及び取引先が十分に協議した上で取引対価を決定する。
- ⑥取引対価の決定の際、半導体製造装置メーカー及び取引先は、取引対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮する。
- ⑦半導体製造装置メーカーは、発注内容が曖昧な契約とならないよう、取引先と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、型や治具等の費用支払や運送費、保管費等の付随費用、支払手段、支払期日などの契約条件について、具体的な必要記載事項を記載した書面（電磁的記録の提供の方法を含む）の交付を徹底する。

2. 型管理等のコスト負担の改善

(1) 理念

半導体製造装置の躯体及び部品の製造に供する金型、木型等の保管管理費用は、取引先において経営上大きな負担となるケースも想定される。半導体製造装置メーカーは、今般の「運用基準」の強化、「振興基準」の改正を踏まえ、保管・返却・破棄等の費用負担や手続方法の適正化を確保する。

(2) 実施事項

「振興基準」を踏まえ、金型・木型等の保管に関する費用負担や期間、補修費用、部品の量産終了から一定期間経過後の扱い、型の返却や廃棄の基準、申請方法等については、取引先と十分協議して決定する。また、「振興基準」を踏まえ、会員各社の事情により保管を求める場合には、その必要経費を負担する。

3. 支払条件の改善

(1) 理念

高機能な資本財である半導体製造装置は、部品・部材や役務等の対価も高額な場合があり、取引先としては、価格水準のみならず、支払方法によっても経理面で大きな影響を受ける可能性がある。今般の「運用基準」、「振興基準」や下請代金の支払手段に関する通達等を踏まえ、半導体製造装置メーカーは取引先と十分に協議し、取引先の資金繰りに配慮したものに改善するよう努める。

(2) 実施事項

- ①決済は、手形による支払も認められているが、極力現金での支払が望ましく、商社等ともよく協議しながら、サプライチェーン全体として、現金払比率の改善に努める。
- ②手形で決済する場合は、支払期日までに一般の金融機関で割り引くことが困難な120日超の手形サイトは設定しない。
- ③手形サイトは、将来的に60日以内となるよう改善に努める。
- ④半導体製造装置メーカーは、物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日）から起算して60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払う。
- ⑤前号の取組を進めるにあたっては、大企業間の取引で支払条件が改善されない結果、下請中小企業への支払方法の改善が進まない事象がある場合、大企業は、率先して大企業間取引分の支払条件の見直し（現金による支払、手形等のサイトの短縮）などを進めるものとする。

II. 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の遵守

1. 理念

経済産業省が策定した「ガイドライン」は、SEAJ及び半導体製造装置メーカーが、適正な下請取引を行う上での基本指針となっている。

半導体製造装置メーカーは、同「ガイドライン」の第3章「下請取引調査等に基づく産業機械・航空機等の産業における取引上の問題点」に掲げられた、踏まえるべき行為類型等をよく認識し、自社及び関連企業の商取引がこれに該当又は疑念視されないよう努める。

2. 半導体製造装置メーカーは、下請取引を行うに際し、以下の点に十分注意する。

- (1) 取引先に対し発注内容を明確化し、書面で交付する。
- (2) 「買い叩き行為」等、合理的理由を伴わない、一方的な価格低減の強要を行わない。
また、原材料やエネルギー価格の高騰による増加コストを取引対価に反映するよう協議を行う。
- (3) 発注時に決定した下請代金を、取引先の責に帰すべき理由が無いにもかかわらず、発注後に一方的に減額しない。
- (4) 取引先に対する支払について、現金払の比重が高まるよう努める。手形で決済する場合は、不当に取引先の負担が増すことのないよう、十分に協議した上で取引対価を決定する。また、支払期日までに一般の金融機関で割り引くことが困難な手形を発行しない。

- (5) 物品等を受領した日又は役務が提供された日から起算して60日以内に定めた期日までに、取引対価を現金、手形等法令で認められた方法で支払う。
- (6) 取引先の責に帰する理由がない場合、発注した製品の納品時に受領を拒まない。
- (7) 取引先に対し、長期間使用される見込のない型を無償で保管させない。また、型の保管を依頼する場合は、保管費用の負担、保管義務期間、型の返却、破棄の基準、申請方法等について、取引先と予め十分に協議する。
- (8) 取引先に対し、部品や型の製造委託を行った際に、発注書面上の給付内容に型の図面や製造ノウハウが含まれていないにもかかわらず、型の納入に併せて当該図面を無償で納品するように要請しない。
- (9) 消費税増税に伴う税率引き上げに際し、取引先に対し、その増額分を負担させない。

Ⅲ. 取引先との協調・連携体制の構築

1. 理念

半導体製造装置の性能や価格競争力は、機械本体のみならず、部品、部材の品質や、下請先の役務等に拠るところも大きい。優れた半導体製造装置は本体メーカーと取引先間の協働成果であり、半導体製造装置メーカーは、取引先との信頼に基づく互恵的、相互発展的な関係が、半導体製造装置メーカーの長期かつ安定的な競争力に繋がることを自覚する。信頼関係を深めるために、半導体製造装置メーカーは取引先との率直かつ融和的なコミュニケーションの増進、各種支援体制の整備等、密な協調、連携が求められる。

また、取引先に対しては、同様の取り組みをその先の取引先以降にも展開するよう働きかけることも重要である。

2. 望ましい対応

- (1) 半導体製造装置メーカーは、公正・公平な調達活動の実施及び取引先との信頼に基づく共存・共栄を目指す旨、取引先に対し、調達の基本方針を明らかにする。
- (2) 既存の取引関係に拘らず、外部からの有望な新規取引に関する提案を門前払いしないよう社内意識を高めるとともに、必要に応じて提案先を支援する。
- (3) 原価低減について取引先と協議し、相互に提案できる良好な関係を築く。
- (4) 長期に亘る取引が見込まれる、又は、機密保持について十分な信頼関係を構築した取引先に対しては、安定的かつ合理的な生産を行い得るよう、自社の生産計画等の情報を可能な範囲で取引先に開示し、共有を図る。
- (5) 取引先が抱く経営上の悩み、品質の向上・改善等の問題意識等について相談に応じ、対処策を共に検討する等、可能な範囲で助言・支援を行う。
- (6) 適正な取引が維持されているか監視し、外部からの通報を排除しないよう、必要な社内

体制を整える。また、通報者が特定されないよう、匿名には十分に配慮する。

(7) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

- ①半導体製造装置メーカーは、自らの取引に起因して、取引先が過度な残業や休日出勤などの長時間労働、これらに伴う手当の未払いなど、労働基準関連法令に違反するような事のないよう、十分に配慮する。
- ②半導体製造装置メーカーは、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、取引先が支払うこととなる残業代等の増大コストに見合った適正な価格の見直し、契約を行う。
- ③大企業・親事業者による働き方改革の取引先へのしわ寄せなどの影響も懸念される中、半導体製造装置メーカーは、以下に掲げる行為をはじめ、取引先の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は慎むものとする。

[親事業者による下請事業者へのしわ寄せや不利益となる事例]

1. 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更
2. 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
3. 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
4. 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員派遣要請や付帯作業の要請
5. 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
6. 納期や工期の過度な特定時期への集中

(8) 自然現象による災害等への対応に係る留意点

①自然現象による災害等への備えに係る留意点

半導体装置メーカーと取引先は、自然災害による災害等（以下「天災等」）の緊急事態の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、連携して事業継続計画（BCP：自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画）の策定や事業継続マネジメント（BCM：BCP等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動）の実施に努めるものとする。

②天災等が発生した場合に係る留意点

天災等による取引先の被害状況を確認しつつ、取引先に取引上一方的な負担を押し付けることがないよう十分に留意する。

天災等によって影響を受けた取引先が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮する。

IV. 教育・人材育成の推進

1. 理念

下請取引適正化の推進に関しては、関連法規や政府方針等の枠組み、行動規範である「自主行動計画」の整備もさることながら、外注・購買担当者、コンプライアンス担当者が正しい知識に基づいて行動するための教育の整備が不可欠である。また、教育にあたっては、違反行為を事前予防する観点から、場当たりのではなく、知識習得に必要なカリキュラムを編成し、計画性をもって実施することが望ましい。

2. 実施事項

(1) 半導体製造装置メーカーとしての取り組み

- ①社員等が適正な下請取引に関する知識を正しく理解し、取引先との交渉や社内の関連業務が円滑に進むよう、「運用基準」、「振興基準」、下請代金の支払手段に関する通達、「ガイドライン」等の要旨、関連事例等に関して、必要な社内教育を行う。また、社内教育を補完するために、必要に応じて、社外で開催される関連講習会への社員の参加を奨励する。
- ②上記の社内講習会・セミナーでの教本や、取引先との交渉や協議の実務を念頭に置いたマニュアル等を準備し、社員に配布する。また、必要に応じその内容を見直す。

(2) 業界団体(SEAJ)の取り組み

- ①SEAJは、メーカーの推進担当者等を対象に、関連法規や事例の最新情報等、社内教育を行う上で有用な知識を伝授するための講習会を定期的で開催する。
- ②SEAJは、上記(1)に記した会員の取り組みを支援するため、カリキュラムの作成、講師の推薦等必要な支援を行う。

V. 普及啓発活動の推進

1. 理念

下請取引適正化の推進に関しては、第三章(取引先との協調・連絡体制の構築)、第四章(教育・人材育成の推進)、及び第六章(定期的なフォローアップ、PDCAの実行)に加え、社内制度の充実、知識共有のための工夫等により、広く普及啓発に努めることも重要である。

2. 実施事項

(1) 半導体製造装置メーカーの取り組み

- ①外注・購買担当者的下請取引の適正化に関する遵守・達成状況を定期的に点検し、課題がある場合は改善する。

②取引先と協働で実施している、付加価値向上に向けた取組事例（ベストプラクティス）を収集し、社内及び取引先と情報共有する。

(2) 業界団体(SEAJ)の取り組み

- ①経済産業省、他団体等と連携して、各種技術講演会等を実施し、半導体製造装置メーカーの生産性・付加価値の向上に取り組む。
- ②自治体、商工会議所等が主催する関連セミナー等に協力する。

VI. 定期的なフォローアップ、PDCAの実行

1. 理 念

SEAJ及び半導体製造装置メーカー各社は、「自主行動計画」や「ガイドライン」に掲げた、適正取引推進の精神や行動規範が着実に定着するよう努める。その一環として、中小企業庁／経済産業省が定める業種横断的なフォローアップの指針を踏まえ、「自主行動計画」の遵守状況を定期的に調査・評価するPDCAサイクルを確立して、更なる改善推進を図る。

2. 実施事項

- (1) SEAJは経済産業省と連携し、会員会社を対象に、「自主行動計画」に掲げた精神が浸透し、所定の必要事項が確実に実施されているか、定期的にフォローアップ調査を行い、結果を会員に還元して、必要に応じ改善を促す。
- (2) 上記フォローアップ調査の結果等により、業界として抜本的な対処が必要と認められる場合は、「自主行動計画」に追記するとともに、上記IV章に記した、SEAJ及び会員会社が開催する関連講習会・セミナー等での説明内容に反映する。

以 上